

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（252）」
2. 日時：平成29年8月2日 10時00分～11時50分
3. 場所：原子力規制庁 18階共用会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、正岡安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室室長代理 他6名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 発電管理課 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 電気保守課担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力電気設計）

電源開発株式会社：設備技術室 電気・計装設備技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「33条 保安電源設備」について、本日の提出資料に基づき説明があった。

原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 受電の手順における通常の運用について、具体的に整理して提示すること。
- 新筑波変電所から茨城変電所の間において常時開放している箇所を事故時に接続することによる東海第二発電所への給電に対する影響について、整理して提示すること。
- 復旧操作手順について、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東電PG」という。）における位置づけを整理して提示すること。
- 設備の異常兆候の把握のため行われる臨時巡視実施の基準を確認するとともに、当該基準に対する日本原子力発電の考えを整理して説明すること。
- 設置許可基準規則第33条第6項への適合状況について、電線路を2以上の発電用原子炉施設で電力系統を連携していない発電所の審査状況を踏まえて整理して提示すること。
- 火災防護対象設備の図における区分Nについて、整理して説明すること。
- 東電PGの復旧操作手順における東海第二発電所への給電の優先度を確認し、事故時における東海第二発電所への給電の実現性について整理して提示すること。
- 規制対象とする機器・設備を明確に整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 保安電源（コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（DB33条
保安電源設備）